

## 町長コラム

自分を勇気づける言葉を！  
～言葉は刃物よりも鋭い～



鈴木 勝

育児学を学んでいた時、「人は成長するにつれ内言(心の中の言葉)が増える」という学者と、「言葉を覚えるにつれ内言が減少し、外言(口に出す言葉)が増える」という学者がいた。どちらが正しいということではなく、「人の性格や行動は内言で決められる」と私は考えている。自分を勇気づける言葉に「なんとかなるさ、大丈夫、気にしない、失敗したっていいじゃない、ドンマイ、絶対乗り越えられる」などがある。自分の価値を下げる言葉に「自分は最悪の人間だ、どうせ嫌われている、もう年かな、嫌なやつばかりだ」などがある。このような否定する言葉を心の中で話す癖をつけてしまうと、自信を無くし幸福感を得られなくなる。

ある歌手の父は医師で、「刃物で傷つけられた傷はいつか治るが、言葉で傷つけられた心の傷は治らない」と述べている。自分の言葉で、自分自身を傷つけてはならない。自分を傷つけ、自分を否定することで、負のスパイラルに陥っていく。もしも、そのような状態になってしまったら、一人で悩まずに周囲に相談しよう。きっと希望が見えてくるはずだ。

## 松伏町消費生活センター 情報

### 宛名不明や注文した覚えのない小包や郵便物に気を付けて！

「見知らぬ人宛の郵便物が自宅の郵便受けに入っていた」「注文していないのに荷物が届いた」等、身に覚えのない商品が自宅に届いたという相談が、全国で増加しています。必ず配達伝票を確認してから開封しましょう。身に覚えがない場合、開封前であれば引き取りをしてもらえる可能性があるため、すぐに配送業者に連絡しましょう。

**事例1** 自宅の郵便受けに大手ネットショップから送られた小包が入っていた。住所は自宅で間違いはないが、宛名は見知らぬ人である。

**事例2** 夫宛に代引きで荷物が配達された。代金1万円を渡し受け取った。帰宅した夫に「注文していない」と言われた。

#### 消費者生活センターからのアドバイス

- ・小包は郵便受けに直接投函される場合もあります。開封前に住所・名前を確認しましょう。
- ・配送業者から身に覚えのない荷物が届いた場合、事情を話し配達伝票を写真に撮り、受け取り拒否をしましょう。
- ・配達を頼んだ時は家族に「注文品、配達日、代引きの場合は金額」を伝えましょう。
- ・家族から聞いていない荷物が届いたら配送業者に一旦持ち帰りを依頼し、確認してから再配達をお願いしましょう。
- ・宛名が家族であっても、むやみに開けないようにしましょう。

配送業者が分からない、開封してしまった等、不安に思うことがあれば消費生活センターにご相談ください。

#### ひとりで悩まず すぐ相談！

消費者ホットライン

188 局番なし

松伏町消費生活センター

又は ☎984-7208

人権  
それは愛

## 「部落差別について 正しく理解しましょう」

問合せ

教育文化振興課 ☎991-1873

企画財政課 ☎991-1815

部落差別は、日本社会の歴史的過程で作られた身分制度によって、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、住居、職業や結婚などで差別を受ける、我が国固有の重大な人権問題です。

埼玉県において、令和4年7月8日に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。この条例は「全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」とし、「凶書、地図その他資料の公表又は流布、結婚や就職に際しての身元調査、インターネットを使った情報提供その他の行為により部落差別を行ってはならない」など、県、県民、事業者の責務を定めております。しかしな

がら、戸籍の不正取得による身元調査や、インターネットを使った誹謗中傷などの人権問題が後を絶ちません。

また、部落差別をいまさら取り上げる必要はなく、そっとこのまま放置しておけば時間の経過とともに自然に解消する「寝た子を起こすな」という誤った考え方では部落差別を解消することができません。

私たち一人ひとりが、部落差別を自分の問題として受け止め、考え、行動することが大切です。差別を決して許さないという強い気持ちを持ち、学んだことを正しく伝え、差別の無い社会の実現に向けて行動しましょう。